

## 対ロシア「最恵国待遇」撤回と企業対応

### ◆ロシアを国際通商システムから排除する動きが広がっている

ロシアによるウクライナへの侵略をめぐり、日米EUなどの民主主義国家・地域がロシアに対する金融・経済制裁などを発動している。例えばロシアの特定個人・企業の海外資産凍結、ロシア向け輸出管理強化、ロシア主要銀行のSWIFT（国際銀行間通信協会）決済ネットワークからの排除などである。これらの措置によってロシアの海外取引は著しく制限されつつある。

並行して、G7諸国・EUを中心に、WTOが規律する国際通商システムからロシアを排除する動きも広がっている。2022年3月11日、米国バイデン大統領はロシアに対する通商上の最恵国待遇（MFN）の撤回方針を[発表](#)し、4月8日にMFN撤回のための法案が成立した。EU理事会も3月15日にロシア向けのMFNを一時停止することで[合意](#)し、日本も3月16日に岸田総理がロシア向けのMFN撤回の方針を[発表](#)した。

MFNは、関税率引き下げ、数量制限禁止と並ぶ、WTO協定の重要基本原則の1つである。MFNを規定する[GATT第1条](#)によれば、WTO加盟国は輸出入に関する最も良い待遇をほかの全加盟国に与えることとされ、自由貿易協定（FTA）による特惠関税を除き、最も低い関税率を等しく適用しなくてはならない。すなわち、WTO加盟国であるロシアから輸入する財に対しては、ほかの加盟国から輸入する同種の財と同率の、最低関税率を適用する必要がある。従って、各国が進めるロシア向けのMFNの撤回とは、差別的な関税率を適用することになるため、理論上はWTO協定／GATT1条（MFN）に整合せず、違反行為となる。

### ◆各国はWTO協定の「安全保障例外」を根拠にMFN撤回に動く

ロシアを国際通商システムから完全に排除するには、WTOから脱退させることが近道だが、そのハードルは高い。WTO協定には、脱退する規定（[マラケシュ協定](#)第15条）はあるものの、「脱退させる規定」がないためだ。現在の法体系で脱退させるには、マラケシュ協定第10条に則って煩雑な作業を進めることになる。まず、加盟国の3分の2以上の議決で脱退させる規定を新設する。ロシアが新規定を受諾しない場合は、加盟国の4分の3以上の議決で、ロシアの取り扱いにつき判

断することになる。これらの作業は合意形成や最終決定までの時間もかかることから、現時点で脱退させる規定の新設に向けた動きはなく、MFN撤回の動きが主流となっている。

ただしMFN撤回は、前述の通りWTO協定違反となるため、その正当性を担保する必要がある。多くの有識者が指摘するのは、[GATT第21条](#)の安全保障例外の援用である。GATT第21条は、WTO加盟国が安全保障上の理由で数量制限や関税率引き上げを実施することを、例外措置として容認している。しかもそれを「締約国の判断」で実施できると規定しているため、仮に21条をめぐる係争が起きても、WTOはその妥当性を審議できない可能性が高い。そのため、21条は各国の輸出管理法や経済制裁法などの実施根拠規定になっており、ロシア向けのMFN撤回も同様になると思われる。

貿易実務の観点からは、各国で法改正などの国内手続きを進める必要がある。米国では、関税に関する権限は議会にあるため、議会にてロシアとの恒久的正常貿易関係（PNTR）を取り消すための法案審議を進めている。PNTRが撤回されれば、バイデン大統領の署名でMFNを撤回することになる。日本でもMFN撤回のため、関税暫定措置法の[改正案](#)を今国会にて審議予定である。

#### ◆通商環境が大きく変化する時代の企業対応とは

以上の通り、G7諸国やEU、韓国などはロシア向けのMFNを撤回し、一方のロシアもこれらの国々を「非友好国」と称して対抗措置を打ち出している。その結果、ロシアは国際通商システムから徐々に切り離され、貿易手続き上の混乱は各国にも波及するだろう。MFNは関税のみならず、サービス貿易や付帯する知的財産権などの幅広い領域が適用対象となるため、輸出管理や経済制裁などの「対象指定型」の取引規制と違い、その撤回の影響は非常に大きいといえる。

米中対立やFTAの興隆、地政学的リスクの顕在化など、通商環境は日々激変している。20年11月に当時の梶山経済産業大臣は、米中対立下の企業行動として、自社サプライチェーンの把握、過度に萎縮しないオペレーション、官民連携強化の重要性を[指摘した](#)が、このような対応がますます重要になっていくと思われる。さらにその前提として、広く通商動向をモニターし、自社への影響を分析する「インテリジェンス機能」も重要になっていくであろう。 【田中雄作】